

(参考)

- 参考 1 愛知県図書館の概要 参 1

- 参考 2 図書館の設置及び運営上の望ましい基準 (2012 年 12 月) 参 2

- 参考 3 愛知県図書館の利用状況の推移等 参 9

- 参考 4 2022 年度県政世論調査 (2022 年 7 月実施)
「愛知県図書館の利用状況とサービスについて」(概要) 参 11

- 参考 5 愛知県図書館来館者アンケート (2022 年 2 月実施) (概要) 参 14

- 参考 6 2022-2023 年度愛知芸術文化センター運営会議図書館専門
委員会委員名簿 参 17

愛知県図書館の概要

2022年4月1日現在

区分	内容
所在地	名古屋市中区三の丸一丁目9-3
開館	1991(H3)年4月20日
経緯	1959(S34)年に、美術館、講堂、図書館の三者を一体とした総合的文化施設として愛知県文化会館は建設された。その後、施設の老朽化やスペースの狭隘化に対応するため、大型複合的文化施設として愛知芸術文化センターが建設された。このうち、美術館、芸術劇場、文化情報センターは栄施設、県図書館は名城施設と称している。
土地	面積 10,120.24 m ²
建物	建築面積 3,516.15 m ² 規模 地上5階、地下2階、塔屋 延床面積 19,604.39 m ² 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC)
所蔵状況	図書(和書、洋書) 1,189,001 冊 音響資料(CD等) 18,165 点 映像資料(DVD等) 6,263 点 雑誌 8,670 タイトル 新聞(原紙版、縮刷版等) 276 タイトル
貸出サービス	冊・点数：図書6冊、紙芝居6点、AV資料3点、視覚障害者資料原本6冊分 貸出期間：いずれも22日間
利用者に応じたサービス	1階 児童図書室(乳幼児から小学生を対象として児童図書、絵本等) 視覚障害者資料室(対面朗読サービス、録音図書の作成・貸出等) 重度心身障害者サービス(郵送による資料の貸出) AV室(DVD、CD等) 2階 利用者用インターネット端末 3階 ティーンズコーナー(中・高校生向けの図書、雑誌等) 多文化サービスコーナー(中国語、ハングル、ポルトガル語の資料) 地域資料コーナー(行政資料、市町村史誌等の愛知県に関する資料) 4階 ビジネス情報コーナー(企業・業界情報、資格・就職情報等) 全館 フリーWi-Fi
利用状況 (2021年度)	入館者数418,219人 登録者数38,215人 個人への館外貸出数 図書331,937冊、視聴覚資料59,583点 電子書籍サービス閲覧数 85,461冊 遠隔地返却の利用数 延べ656人、2,145冊・点 ホームページ(トップページ) アクセス件数959,367件
協力業務	協力貸出 県図書館が所蔵する資料を地域住民の求めに応じて市町村図書館を窓口として提供する事業 相互貸借 東海・北陸ブロックの県立図書館間、同ブロック内の市町村図書館間等における所蔵資料の貸借の中継 貸出文庫 図書館未設置の4町村の教育委員会に対する図書の貸出
図書館サポーター等	おはなし会サポーター24名、資料補修サポーター2名 朗読協力員41名
指定管理者制度の導入	施設管理業務については、2013年度から指定管理者制度を導入している。なお、司書職員が行う図書館運営の基幹業務については、直営方式としている。
運営費	6億5,411万円(2022年度当初)
職員定数	正規職員40人(うち司書34人)、再任用職員1人(うち司書1人)、一般非常勤職員31人(うち司書31人) 計72人(うち司書66人)(2022年度)
県内関係団体	愛知図書館協会 会員は、愛知県内の図書館施設及び個人(事務局 県図書館) 愛知県公立図書館長協議会 会員は、愛知県内の公立図書館の館長(事務局 県図書館)

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(2012年12月19日 文部科学省告示第172号)

最近改正 2019年6月7日 文部科学省告示第9号

目次

第一 総則

- 一 趣旨
- 二 設置の基本
- 三 運営の基本
- 四 連携・協力
- 五 著作権等の権利の保護
- 六 危機管理

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

- 1 管理運営
 - (一) 基本的運営方針及び事業計画
 - (二) 運営の状況に関する点検及び評価等
 - (三) 広報活動及び情報公開
 - (四) 開館日時等
 - (五) 図書館協議会
 - (六) 施設・設備
- 2 図書館資料
 - (一) 図書館資料の収集等
 - (二) 図書館資料の組織化
- 3 図書館サービス
 - (一) 貸出サービス等
 - (二) 情報サービス
 - (三) 地域の課題に対応したサービス
 - (四) 利用者に対応したサービス
 - (五) 多様な学習機会の提供
 - (六) ボランティア活動等の促進
- 4 職員
 - (一) 職員の配置等
 - (二) 職員の研修

二 都道府県立図書館

- 1 域内の図書館への支援
- 2 施設・設備
- 3 調査研究
- 4 図書館資料
- 5 職員
- 6 準用

第三 私立図書館

- 一 管理運営
 - 1 運営の状況に関する点検及び評価等
 - 2 広報活動及び情報公開
 - 3 開館日時
 - 4 施設・設備
- 二 図書館資料
- 三 図書館サービス
- 四 職員

第一 総則

- 一 趣旨
 - ① この基準は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
 - ② 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。
- 二 設置の基本
 - ① 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圈、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
 - ② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。

- ③ 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- ① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ④ 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- ⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保

並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- ① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- ② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- ① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- ② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域

の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため

必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- ④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

- ① 市町村教育委員会（法第八条に規定する特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館にあっては、当該市町村の長。以下同じ。）は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- ① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

とする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- ① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実等に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレファレンスサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報

の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の本整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

① 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施

設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

② 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

① 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実に資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

② 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流(複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。)に努めるものとする。

③ 市町村立図書館には、前項の司

書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

- ④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- ① 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

- ① 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。
 - ア 資料の紹介、提供に関すること
 - イ 情報サービスに関すること
 - ウ 図書館資料の保存に関すること
 - エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
 - オ 図書館の職員の研修に関すること
 - カ その他図書館運営に関すること
- ② 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努め

るものとする。

- ③ 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

- ① 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、(一)3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

- ② 都道府県教育委員会（法第八条に規定する特定地方公共団体である都道府県の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館にあっては、当該都道府県の長。）は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。
- ② 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。
- ③ 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ④ 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的

な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

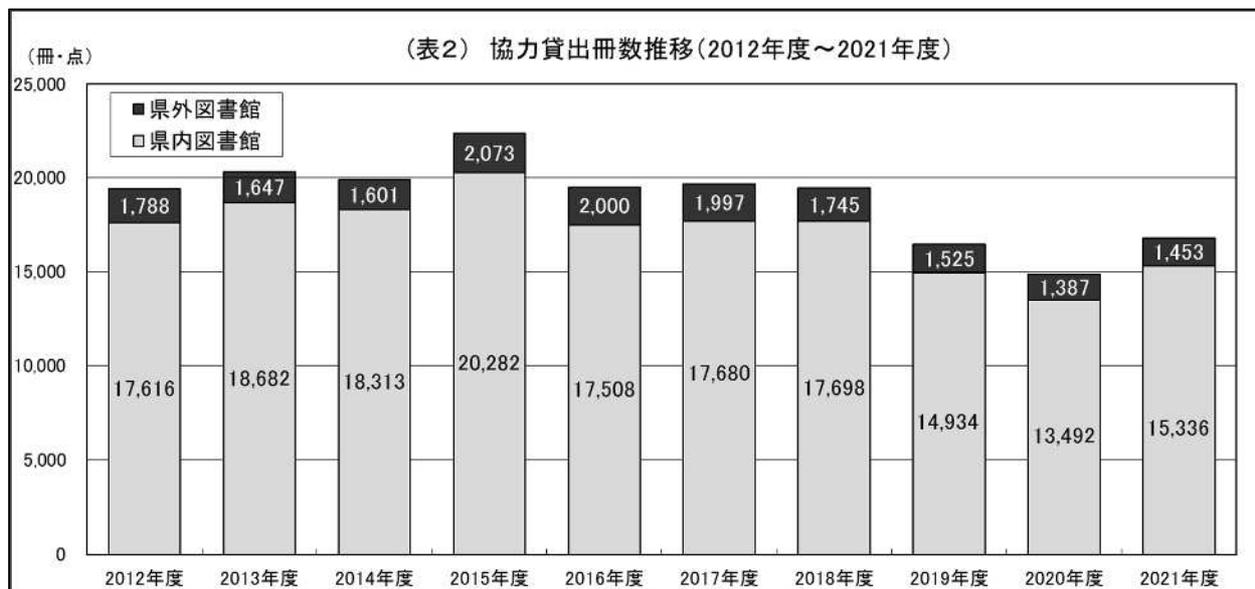
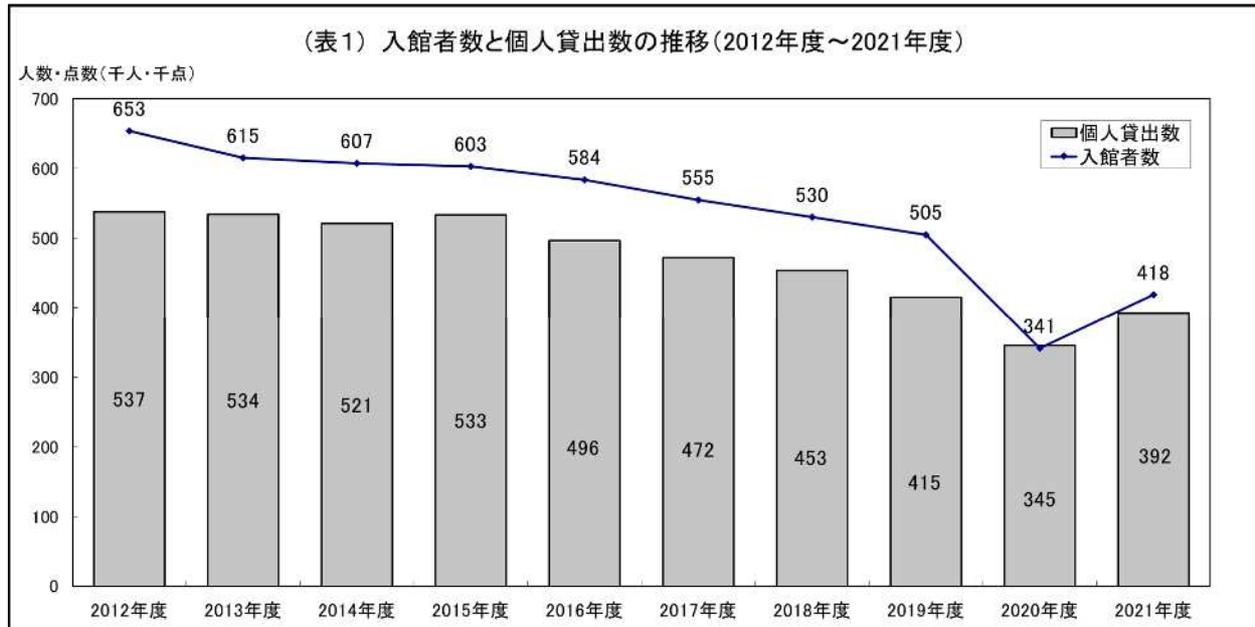
三 図書館サービス

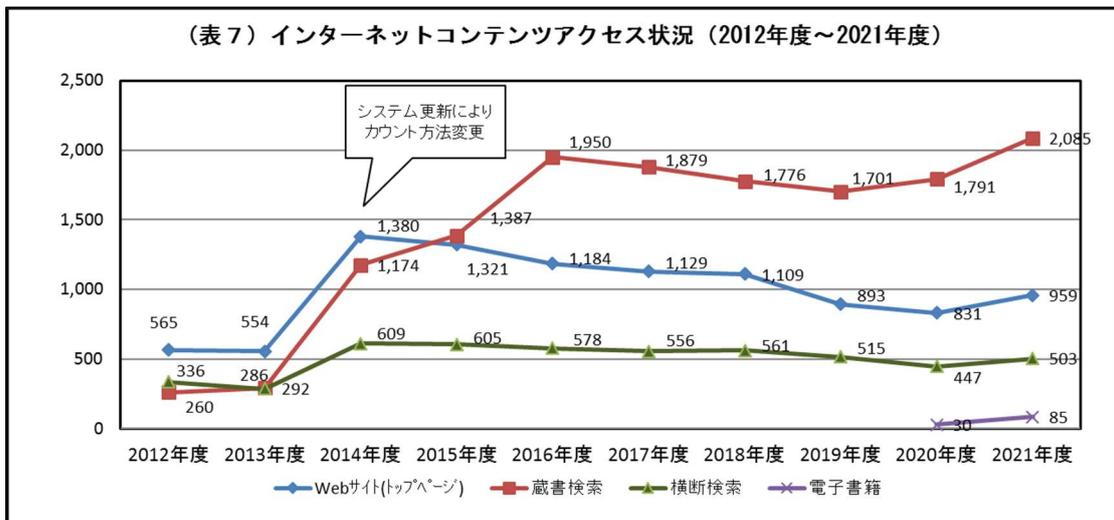
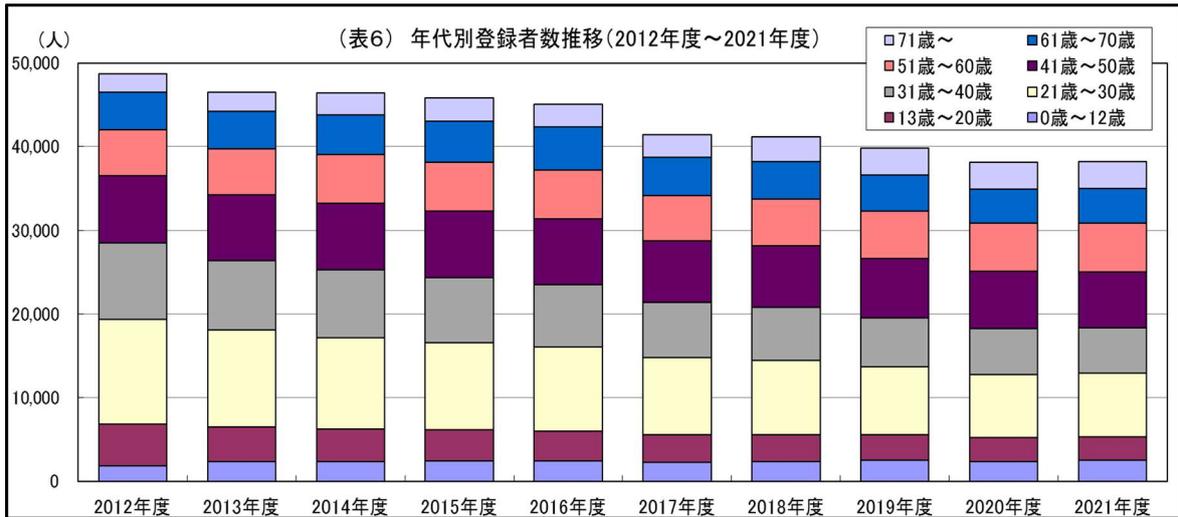
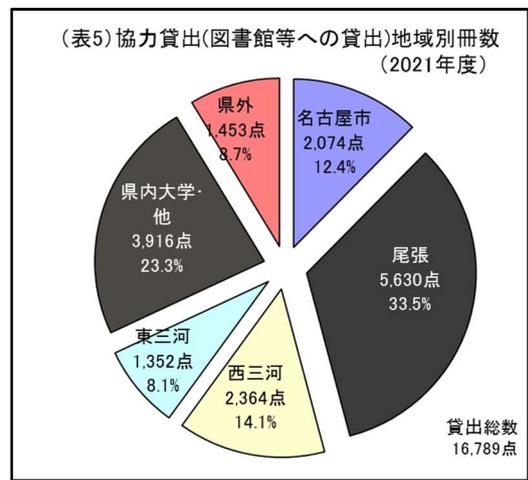
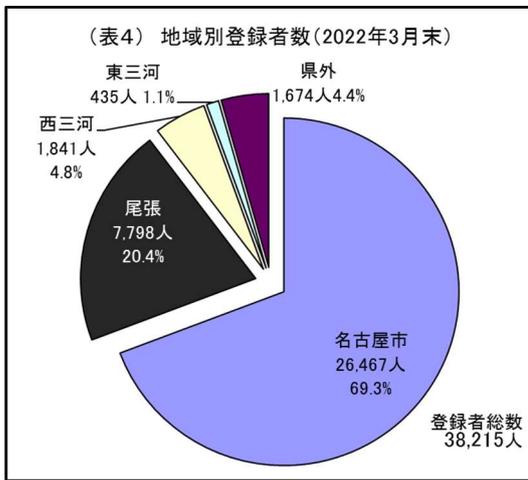
私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

- ① 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。
- ② 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

愛知県図書館の利用状況の推移等





(表8) 愛知県内市町村立図書館のこの10年(『日本の図書館』による)

年度	自治体数	設置自治体数	設置率(%)	図書館数	専任職員数(人)	うち司書(人)	非常勤臨時(人)	委託・派遣(人)	貸出数(点)	予算額資料費(千円)
2011年度	54	47	87	93	485	264	610	444	47,432,671	1,426,122
2012年度	54	48	89	94	465	247	627	550	46,931,660	1,528,504
2013年度	54	48	89	96	463	238	632	597	45,836,590	1,476,402
2014年度	54	48	89	96	448	229	664	637	45,450,821	1,532,453
2015年度	54	48	89	97	460	233	666	647	46,485,195	1,523,387
2016年度	54	48	89	97	413	201	610	809	45,367,380	1,481,871
2017年度	54	48	89	98	402	204	634	848	45,270,192	1,492,607
2018年度	54	48	89	99	385	199	632	876	45,208,037	1,428,505
2019年度	54	48	89	100	378	193	630	834	42,213,134	1,397,155
2020年度	54	48	89	96	386	189	633	856	34,494,092	1,399,933

指定管理者制度導入館 26館(2021年4月)

2022 年度県政世論調査（2022 年 7 月実施） 「愛知県図書館の利用状況とサービスについて」（概要）

調査について

県政世論調査は、愛知県政策企画局広報広聴課が、県民生活に関わりの深い県政の各分野について、県民の関心や意向、要望等を把握し、今後の県政運営の基礎資料とするために実施しています。

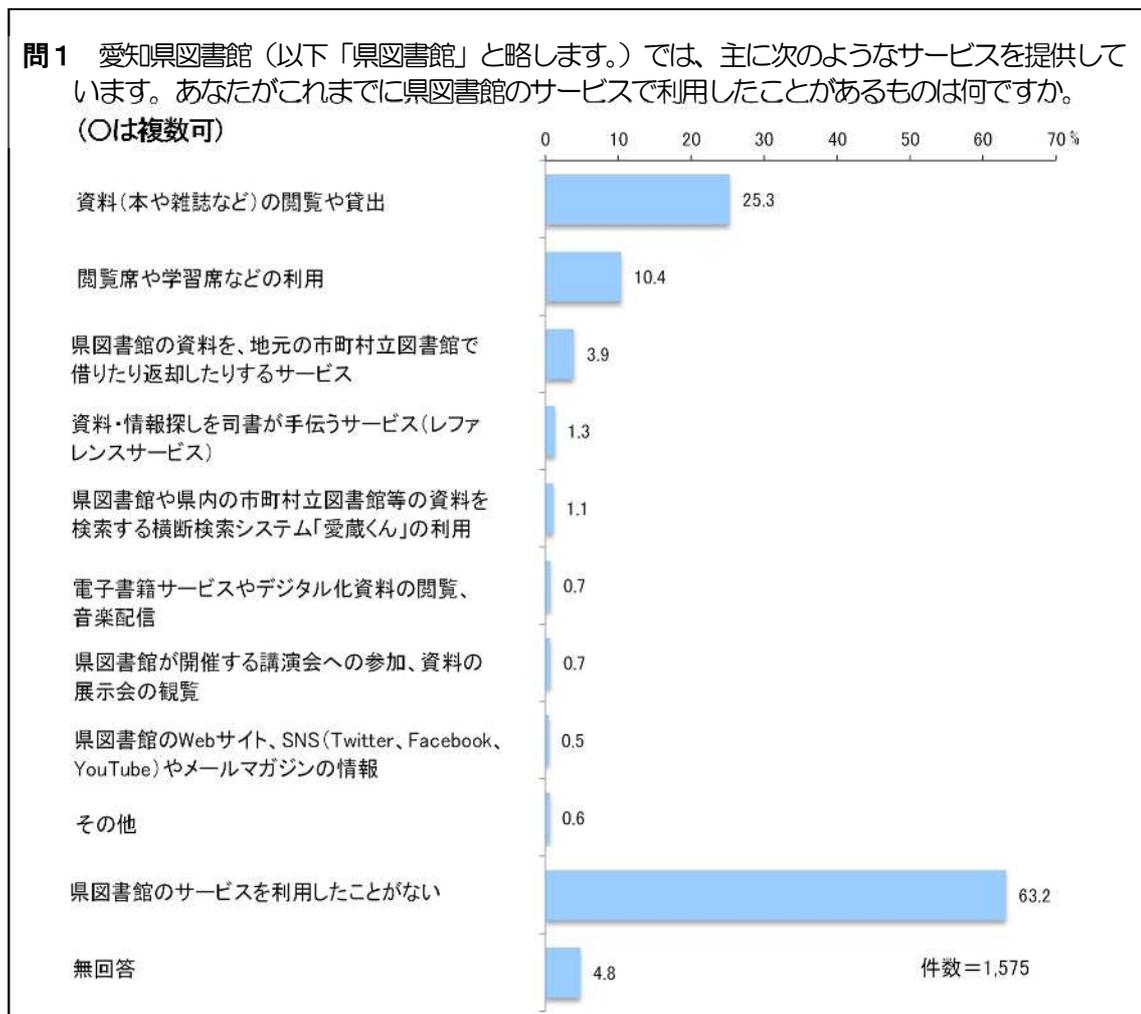
調査の概要

2022 年度調査として、「愛知県図書館の利用状況とサービスについて」はじめ 10 のテーマについて、県内居住の 18 歳以上の県民のうち、層化二段無作為抽出法で選ばれた 3,000 人を対象に、2022 年 7 月 1 日～7 月 20 日の間、郵送法・インターネット回答併用で行われました。

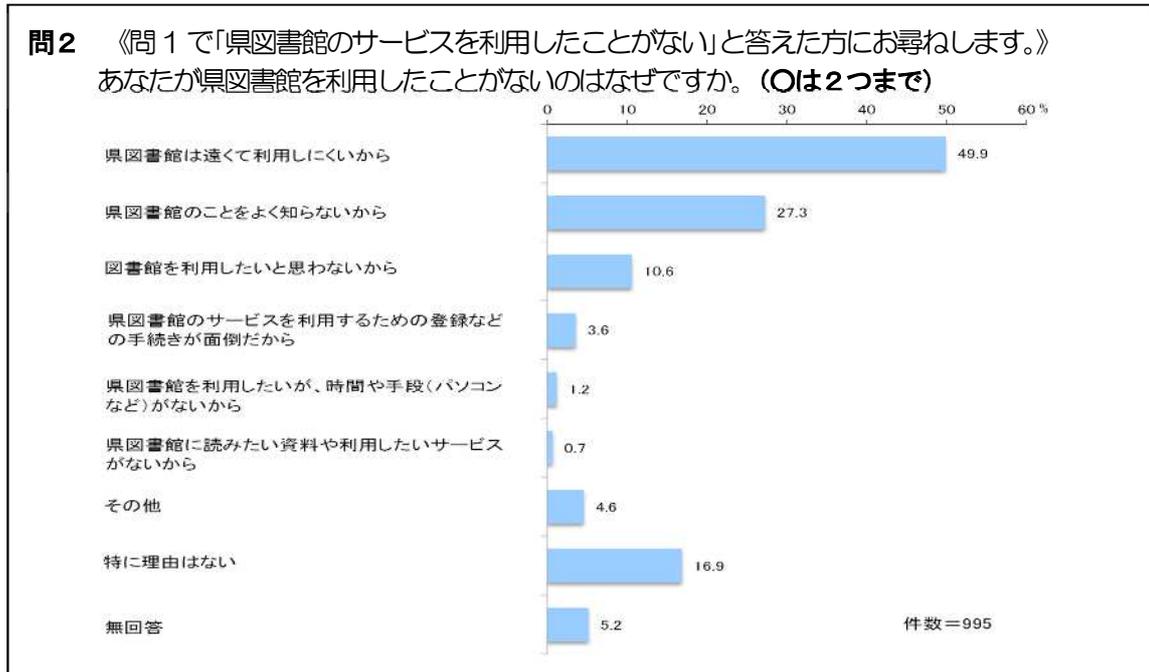
調査の結果

回収数は、1,575 人（52.5%）で、愛知県ホームページ「県政世論調査」で集計結果が公表されています。

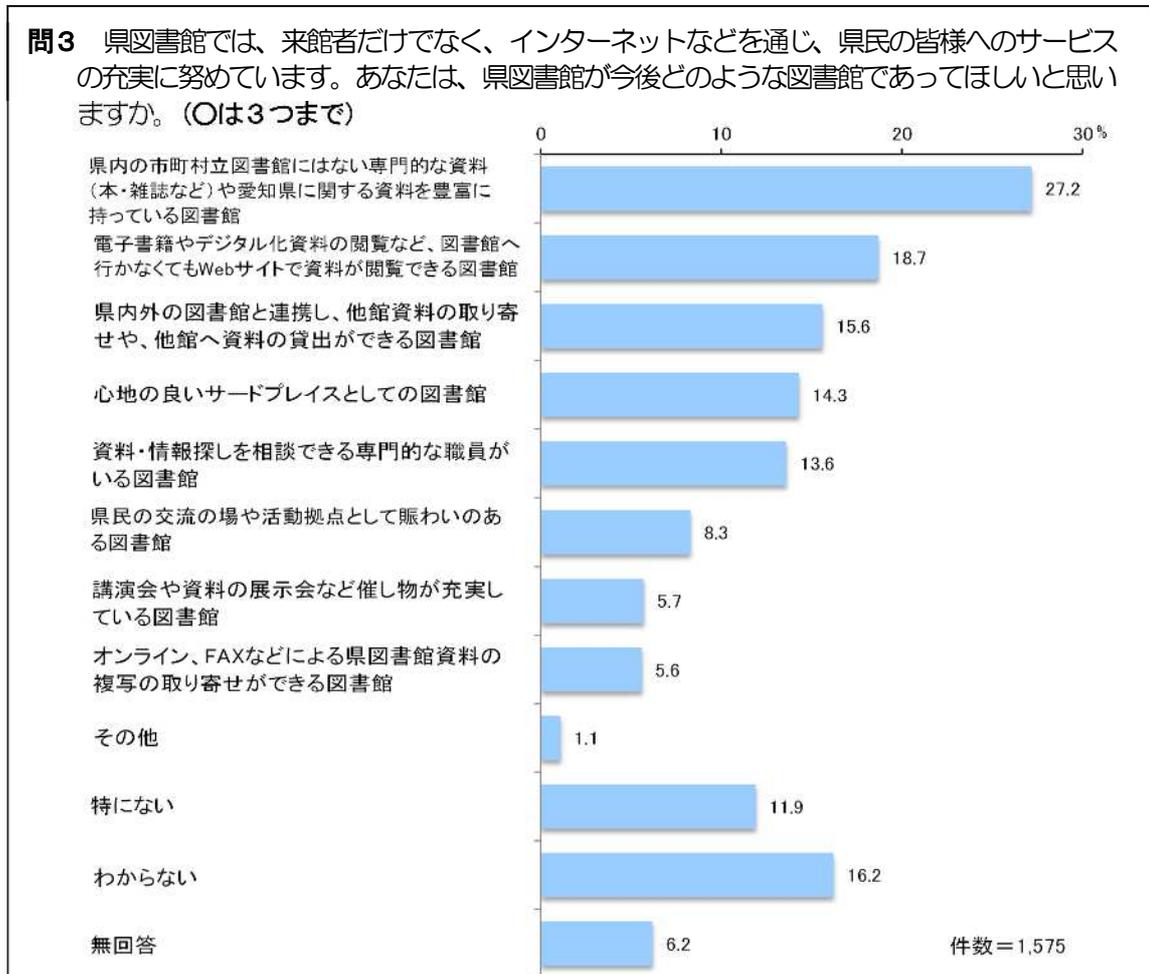
(1) 県図書館の利用状況



(2) 県図書館を利用しない理由

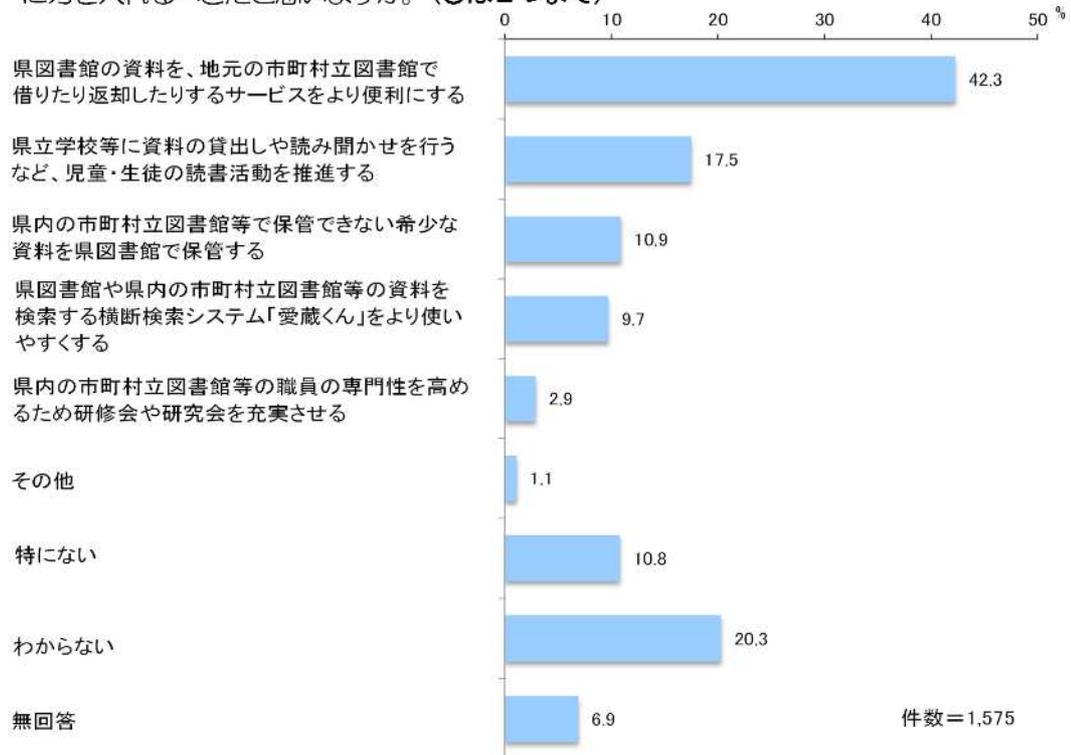


(3) 県図書館への要望



(4) 県図書館が力を入れるべき県内市町村立図書館等への支援

問4 県図書館は、県内全体の図書館サービス向上のため、県内の市町村立図書館等の活動を支援しています。あなたは、その図書館等の支援のために、県図書館が今後どのような取組に力を入れるべきだと思いますか。(〇は2つまで)



愛知県図書館来館者アンケート概要（2022年2月実施）

調査について

愛知県図書館が、来館者の利用目的や利用動向を把握するとともに、意向、要望等を聞き取り、今後の図書館運営の基礎資料とするために2005年度から実施しています。

調査の概要

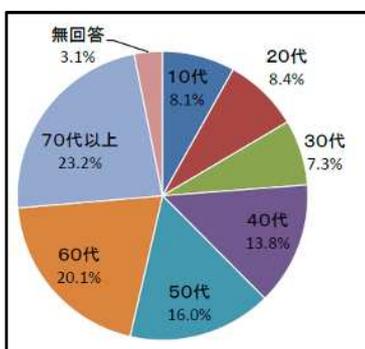
県図書館に来館する中学生以上を対象に、玄関入口でアンケート用紙を手渡し、記入された用紙を回収箱に入れる方法で行いました。2022年2月25日(金)と26日(土)の2日間実施し、1,000人に配布しました。

調査の結果

回収数は、668人（66.8%）で、愛知県図書館のホームページで集計結果を公表しています。

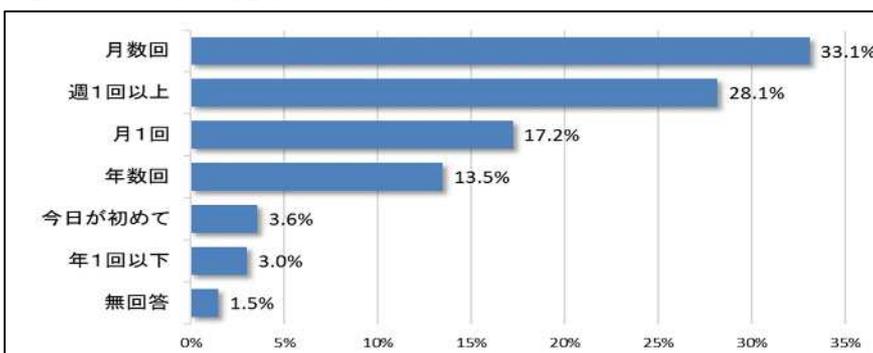
○ 来館者

ご自身の年代について。

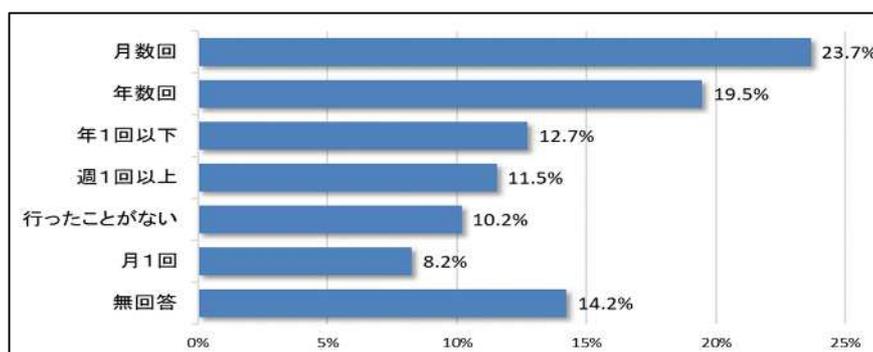


○ 利用頻度

県図書館にどのくらい行きますか。（○を1つ）



地元の図書館にどのくらい行きますか。（○を1つ）



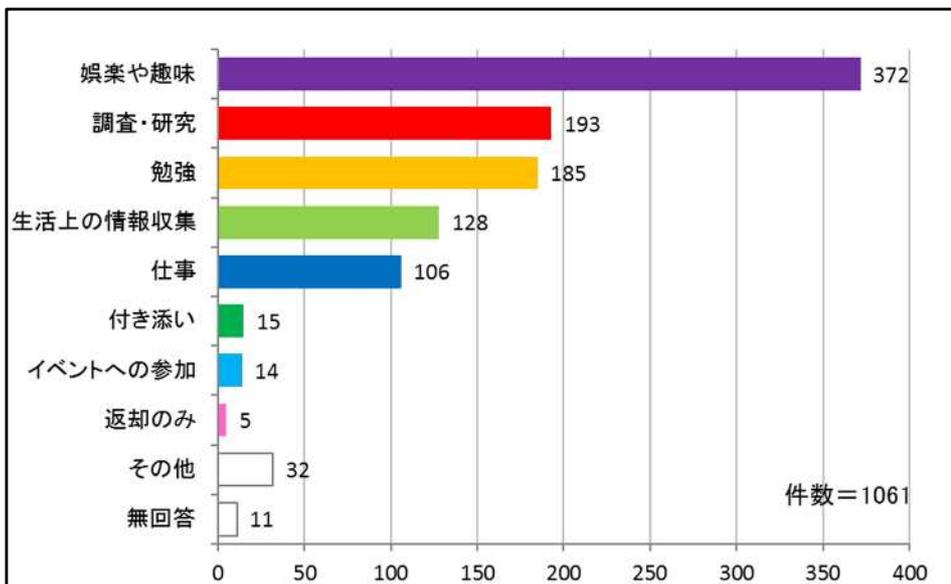
「地元の図書館ではなく県図書館を利用する理由」または「地元の図書館と県図書館を併用する理由」
(自由記述)

記述内容	回答数	記入人数
蔵書が多い、本の種類が豊富	100	397※
職場や自宅に近い、交通の便が良い	97	
専門書、地域資料、新聞・雑誌が充実している	62	
地元の図書館と使い分けしている	60	
閲覧席が多い	51	
広い、環境が良い、落ち着いて利用できる	33	
CD、DVDなど視聴覚資料が豊富	14	
貸出期間が長い	10	
県図書館にしかない資料を利用するため	10	
調査研究に適している	5	
イベントや展示のため	3	
運動のため、健康のため	2	
その他	31	

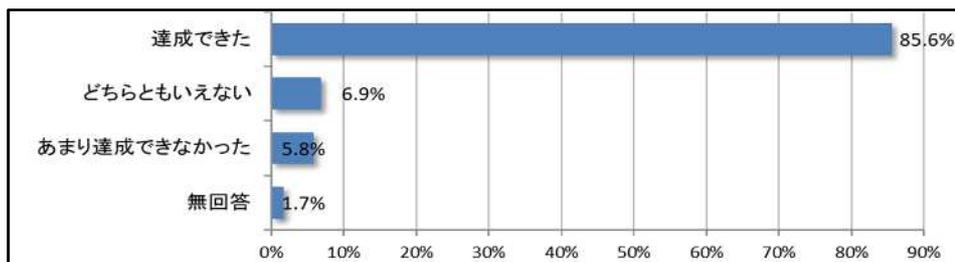
※ひとつの記述の中に、1～3件の内容が含まれており、内容ごとに回答数集計したため、回答数と記入人数は一致しない。

○ 来館目的

県図書館来館のおもな目的は何ですか。(当てはまるものすべてに○をお付けください)

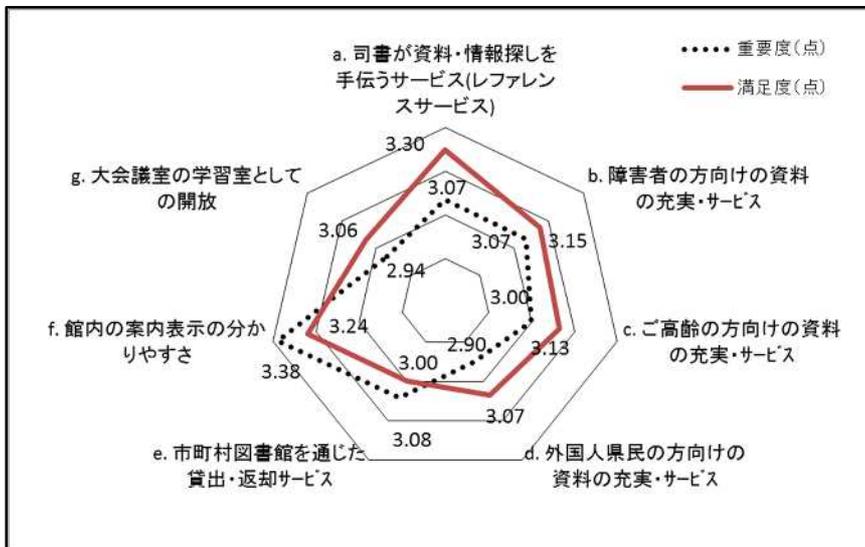


図書館来館の目的は達成されましたか。



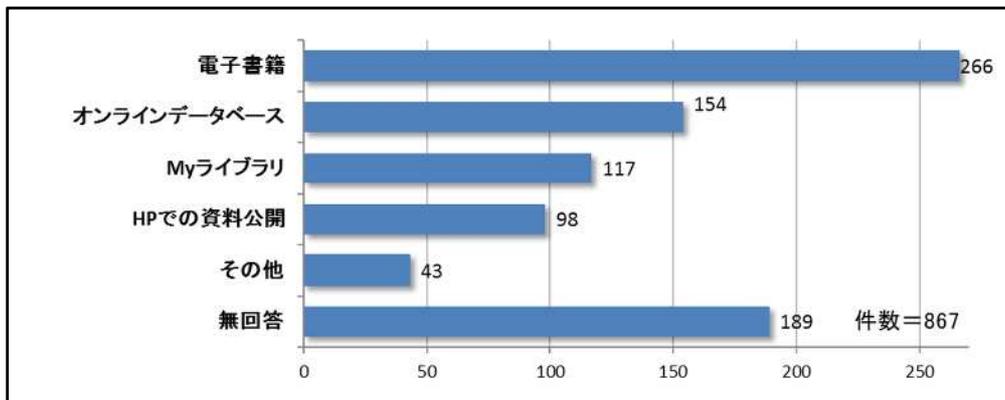
○ 各サービスについての重要度と満足度

県図書館の各サービスについて、あなたにとっての重要度と満足度についてお尋ねします。
項目ごとに「重要度」と「満足度」の番号を一つずつ選んで○をお付けください。



○ 電子化・DX推進について

県図書館では、図書館サービスの電子化・DX（※）推進について検討しています。
次のうち県図書館でサービス拡大・充実してほしいものはどれですか。（○は2つまで）
※DX…デジタル・トランスフォーメーション（情報通信技術を活用した業態の変革）



参考6

2022-2023 年度 愛知芸術文化センター運営会議図書館専門委員会委員名簿

(五十音順)

氏名	所属等	備考
うえの けんじ 上野 賢司	愛知県教育委員会学習教育部生涯学習課長	
うつのみや 宇都宮みのり	愛知県立大学学術研究情報センター長 (愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科教授)	委員長
かみや まきこ 神谷 真規子	公募委員	
さいとう よしみ 齋藤 敏	豊橋市中央図書館長	
なかい たかゆき 中井 孝幸	愛知工業大学工学部建築学科教授	委員長 代理
にしかわ とおる 西川 徹	公募委員	
ひろた ちかこ 廣田 慈子	愛知淑徳大学 教職・司書・学芸員教育センター准教授	
やまわき まさなり 山脇 正成	愛知県学校図書館研究会高等学校部会長 (愛知県立豊橋南高等学校長)	
わたなべ みちひこ 渡辺 道彦	中日新聞社編集局資料部長	